

入校規約のご案内

三島中央自動車学校（以下「当校」）では、静岡県公安委員会及び静岡県警察本部の指導監督を受け、道路交通法等の法令に基づいて、運転免許取得のための教習業務を行っております。

入校を希望する皆様には、以下のようなお願いをさせていただきますが**入校された皆様**が**気持ちよく教習を受け、無事に免許を取得していただけるよう必要最低限の内容**となっております。ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

1 ご入校いただけない場合の例

次のような方はご入校いただけません。

また、在校中にこれらに該当した場合は途中退校や教習を中止することがあります。

- 受験資格の無い方（違反・適性・年齢など法令による）
- 必要な書類をご用意いただけない方
- 必要な費用をご入金・お支払いいただけない方
- 教習等に必要と思われる程度の日本語の理解が困難な方
- 乗車キャンセル料をお支払いいただけない方（学科及び効果測定未実施の乗車予約を含む）
- 当校の業務運営上、円滑な運営を阻害するおそれのある方
- その他、当校が入校または教習継続が困難だと判断した方
（高校生の場合学校の許可の受けていない方、年齢が概ね 60 歳以上の方等）

2 事前に準備・確認していただきたい事

(1) 入校申込みに際し、事前にご準備やご確認いただきたいことがあります。

- 過去に大きな事故違反等がある場合は受験資格があるかどうか免許試験を受ける都道府県公安委員会にご確認ください。
- 実際に住んでいる所と住民票（免許証の住所）が異なる場合は、本来あるべき住所地に変更手続きしてください。

(2) 次に該当する方は事前に免許試験を受ける公安委員会にご相談ください。

- 過去 5 年以内において病気を原因として又は原因は明らかでないが意識を失ったことがある。
- 過去 5 年以内において病気を原因として身体の全部または一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- 過去 5 年以内において十分な睡眠をとっているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまった回数が週 3 回以上となったことがある。
- 過去 1 年以内において次のいずれかに該当したことがある。
 - ・ 飲酒を繰り返し絶えず体にアルコールが入っている状態を週 3 日以上続けたことが 3 回以上ある。
 - ・ 病気の治療のため医師から飲酒をやめるよう助言を受けていたにもかかわらず飲酒したことが 3 回以上ある。
- 病気を理由として医師から運転免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている。

3 禁止事項等

当校では次のような行為を禁止しております。

- (1) 他の教習生や職員に暴言を吐いたり迷惑行為をすること。
- (2) 教習時間に間に合わなかった場合、職員に教習等を強要すること。
- (3) 校内で未成年者が喫煙すること。
- (4) 教習予約や検定等の無断キャンセルを繰り返すこと。
- (5) 運営上の決まりごとに従わないこと（教室内での脱帽、サンダル履き等）。
- (6) 教習や検定の録音録画およびネット上へ投稿すること。
- (7) 正規に実施された検定等の結果を認めないこと。
- (8) 校内の施設や備品、車両等を故意に壊したり汚したりすること。
- (9) 職員がおこなう職務上の必要な指示に従わないこと。
- (10) その他、当校の業務遂行において迷惑・損害・不利益となる行為をすること。

禁止事項またはそれらに類する行為に該当した場合、協議のうえ退校していただくことがあるほか、その行為が悪質であったり違法である場合は損害賠償請求や警察への通報をいたします。

4 退校時の払い戻し規定

途中退校する場合、その理由にかかわらず、すでに受講済みの教習費・検定費及び入校時に納付された入校金、教材費等の諸費用は返金されず、未受講の技能教習費・技能検定料のみが返金対象となります。

5 入校契約および解除の規定

- 当校では、入校申し込み手続きが完了した時点で入校契約が成立したものとします。
- 入校申し込み手続きが完了しないまま保留状態が概ね3か月以上経過した場合は入校をキャンセルされたものとして取り扱います。
- 入校をキャンセルされた場合の入校申込書や免許証コピー等、入校手続きに伴う書類等は全て当校にて廃棄処分させていただきます。
- 入校してからの契約解除（=退校）については上記「5 退校時の払い戻し規定」のとおりとします。

6 免責事項等

- 教習中や検定中に生じた負傷等の治療費はお客様負担とし、その負傷等によって生じたその他の損害について当校は責任を負いかねます。
- お客様が法令もしくは禁止事項に該当したために生じた損害について当校は責任を負いかねます。
- 天災地変・火災その他不慮の事故や災害・監督官庁や公共団体等の命令・ストライキ・戦争・流行病その他当校の責任外の事案や不測の事態（車両や設備等の故障を含む）等により教習を実施できなかった場合の損害等について当校は責任を負いかねます。
- 損害等に対する補償が保険等で支払われる場合、その支払い額を超える補償について当校は責任を負いかねます。